

4

日常生活用具等

日常生活用具の給付

対象者

精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、下表の「対象者」に該当する方

利用料負担

利用者負担は原則限度額の1割です。
また、限度額を超える費用については自己負担となります。

窓 口

障害福祉課

手続きの流れ

申請手続きをする
(難病患者は医師の
意見書が必要。)

給付券を発行

給付券を業者に
渡し用具を受取る

手続きに必要なもの

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・種目の見積書
- ・種目のカタログ（又は写し）
- ・個人番号（マイナンバー）カード（※詳しくは57ページをご覧ください）

自立生活支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 A 主材料がスポンジ、革 B 主材料がスポンジ、革、プラスチック	3年	精神障害者(児)で、てんかん発作等により頻繁に転倒する方	A 15,200円 B 36,750円	・レディメイドによる品は、限度額の80%以内の額とする

自立生活支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
火災警報器 (一世帯に 2台まで)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	8年	・1級の精神障害者	15,500円	火災発生感知及び避難が著しく困難な対象障害者のみの世帯又は65歳以上の高齢者もしくは18歳未満の児童との世帯。昼間(概ね8時間以上)障害者のみになる世帯